

既存公衆浴場の営業者の皆さま

条例改正3つのポイント

1 レジオネラ対策の充実

レジオネラ症の原因となる菌を施設内で繁殖させないため、最新の知見を衛生管理の基準に反映しました。

新たな基準（裏面）を遵守しましょう。

R5.4.1～

2 男女混浴の制限年齢の変更

国の研究成果を踏まえ、男女混浴の制限年齢を引き下げました。

10歳

7歳

R5.4.1～

3 着衣で入浴する施設の特例

着衣で入浴する施設において、風紀上支障がないと認めるときは、男女別の構造や男女混浴の制限年齢の基準を適用しないこととします。

R4.10.1～

新たな衛生管理の基準

(追加・変更分)

貯湯槽

設備の破損等や温度計の性能を確認

循環配管

週1回以上の洗浄・消毒に加え1年に1回程度は生物膜の状況を点検し、生物膜を除去

浴槽水

遊離残留塩素濃度 0.4 mg/L
結合残留塩素濃度 3 mg/L (モノクロラミン)

水位計

週に1回以上配管内の生物膜を除去

気泡発生装置

装置の内部に生物膜が形成されないように管理

シャワー

内部の水が置き換わるよう通水：週に1回以上
シャワーヘッド・ホースを点検：6月に1回以上
内部の汚れ・水垢を除去・消毒：年に1回以上

屋外浴槽

植栽から浴槽に土が入り込まないように管理

自主点検表の記録用紙を更新し、
令和5年4月1日を迎えましょう！